秋 田 市 教 育 委 員 会 令和 2 年 1 2 月定例会 (事前配付資料)

【資料目次】

<u>付議案件</u>		
議案第18号 秋田市学校運営協議会規則の一部を改正する件		1
<u>協議事項</u>		
(1) 令和2年度秋田市教育委員会学校訪問の総括について		7
教育長等の報告		
(2) 学校適正配置に関する地域協議の開催状況等について (3) 「第6次秋田市社会教育中期計画」および「第3次秋田市子ども読		9
書活動推進計画」の策定について	··· 1	1

定例会資料:議案第18号令和2年12月24日学校教育課

議案第18号

秋田市学校運営協議会規則の一部を改正する件

秋田市学校運営協議会規則の一部を次のように改正する。

令和2年12月24日提出

第3項」に改める。

秋田市教育委員会 教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市学校運営協議会規則の一部を改正する規則 秋田市学校運営協議会規則(平成31年秋田市教委規則第1号)の一部を 次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

第3条第1項中「第47条の6第1項」を「第47条の5第1項」に改める。 第4条第1項中「第47条の6第2項第1号」を「第47条の5第2項第1 号」に改め、同条第2項中「第47条の6第2項第4号」を「第47条の5第 2項第4号」に改め、同条第3項中「第47条の6第3項」を「第47条の5

第5条第1項および第2項中「第47条の6第4項」を「第47条の5第4項」に改める。

第6条第2項中「第47条の6第5項」を「第47条の5第5項」に改める。 第7条中「第47条の6第6項」を「第47条の5第6項」に改める。

第8条第1項および第2項中「第47条の6第7項」を「第47条の5第7

項」に改める。

第9条中「第47条の6第9項」を「第47条の5第9項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(令和2年法律第 11号)に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

秋田市学校運営協議会規則の一部改正

第1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(令和2年法律 第11号)に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

- 1 第1条および第3条から第9条まで関係 規定を整備するもの
- 2 附則関係 施行は、公布の日からとするもの

改正案

現 行

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の 組織及び運営に関する法律(昭和31 年法律第162号。以下「法」とい う。)第47条の5に規定する学校運 営協議会(以下「協議会」とい う。)に関し必要な事項を定めるも のとする。

第2条 (略)

(設置等)

- 第3条 教育委員会は、前条の目的を 達成するため、法<u>第47条の5第1項</u> の規定に基づき、その所管に属する 小学校および中学校(以下「学校」 という。)ごとに協議会を置くもの とする。ただし、2以上の学校の運 営に関し相互に連携を図る必要があ る場合として同項ただし書に規定す る文部科学省令で定める場合には、 2以上の学校について1の協議会を 置くことができるものとする。
- 2および3 (略)

(委員)

- 第4条 協議会の委員(以下「委員」 という。)は、法<u>第47条の5第2項</u> <u>第1号</u>から第3号までおよび次項各 号に掲げる者のうちから、教育委員 会が任命する。
- 2 法<u>第47条の5第2項第4号</u>に規定 する教育委員会が必要と認める者 は、次に掲げる者とする。

(1)~(3) (略)

3 教育委員会は、第1項の規定による委員の任命について、対象学校の

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の 組織及び運営に関する法律(昭和31 年法律第162号。以下「法」とい う。)第47条の6に規定する学校運 営協議会(以下「協議会」とい う。)に関し必要な事項を定めるも のとする。

第2条 (略)

(設置等)

- 第3条 教育委員会は、前条の目的を 達成するため、法<u>第47条の6第1項</u> の規定に基づき、その所管に属する 小学校および中学校(以下「学校」 という。)ごとに協議会を置くもの とする。ただし、2以上の学校の運 営に関し相互に連携を図る必要があ る場合として同項ただし書に規定す る文部科学省令で定める場合には、 2以上の学校について1の協議会を 置くことができるものとする。
- 2および3 (略)

(委員)

- 第4条 協議会の委員(以下「委員」 という。)は、法<u>第47条の6第2項</u> <u>第1号</u>から第3号までおよび次項各 号に掲げる者のうちから、教育委員 会が任命する。
- 2 法<u>第47条の6第2項第4号</u>に規定 する教育委員会が必要と認める者 は、次に掲げる者とする。

(1)~(3) (略)

3 教育委員会は、第1項の規定によ る委員の任命について、対象学校の 校長から法<u>第47条の5第3項</u>の規定 に基づく申出があったときは、その 意見を聴くものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針 に定める事項等)

- 第5条 対象学校の校長は、法<u>第47条</u> <u>の5第4項</u>の規定に基づき、教育課 程の編成および次項各号に掲げる事 項について、毎年度、基本的な方針 を作成し、協議会の承認を得るもの とする。
- 2 法<u>第47条の5第4項</u>の教育委員会 規則で定める事項は、次に掲げる事 項とする。

(1)~(3) (略)

3 (略)

(学校の運営への参画促進等)

第6条 (略)

2 協議会は、前項に規定する理解、 協力、参画等の促進に資するため、 地域住民等に対し、法<u>第47条の5第</u> <u>5項</u>に規定する協議会の協議の結果 その他協議会の活動状況に関する情報を積極的に提供するものとする。 (学校の運営に関する意見聴取)

第7条 協議会は、法<u>第47条の5第6</u> 項の規定に基づき、対象学校の運営 に関する事項(職員の任用に関する 事項を除く。)について意見を述べ る場合(対象学校の校長に対して意 見を述べる場合を除く。)は、あら かじめ、当該対象学校の校長の意見 を聴くものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第8条 法<u>第47条の5第7項</u>の教育委員会規則で定める事項は、基本的な方針の実現に資する事項(特定の個

校長から法<u>第47条の6第3項</u>の規定 に基づく申出があったときは、その 意見を聴くものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針 に定める事項等)

- 第5条 対象学校の校長は、法<u>第47条</u> <u>の6第4項</u>の規定に基づき、教育課 程の編成および次項各号に掲げる事 項について、毎年度、基本的な方針 を作成し、協議会の承認を得るもの とする。
- 2 法<u>第47条の6第4項</u>の教育委員会 規則で定める事項は、次に掲げる事 項とする。

(1)~(3) (略)

3 (略)

(学校の運営への参画促進等)

第6条 (略)

2 協議会は、前項に規定する理解、協力、参画等の促進に資するため、地域住民等に対し、法<u>第47条の6第</u>5項に規定する協議会の協議の結果その他協議会の活動状況に関する情報を積極的に提供するものとする。 (学校の運営に関する意見聴取)

第7条 協議会は、法<u>第47条の6第6</u> 項の規定に基づき、対象学校の運営 に関する事項(職員の任用に関する 事項を除く。)について意見を述べ る場合(対象学校の校長に対して意 見を述べる場合を除く。)は、あら かじめ、当該対象学校の校長の意見 を聴くものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第8条 法<u>第47条の6第7項</u>の教育委員会規則で定める事項は、基本的な方針の実現に資する事項(特定の個

人に関するものを除く。)とする。

2 協議会は、法<u>第47条の5第7項</u>の 規定に基づき、対象学校の職員の任 用に関する事項として前項に規定す る事項について意見を述べる場合 は、あらかじめ、当該対象学校の校 長の意見を聴くものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第9条 教育委員会は、協議会の運営 状況について把握し、必要に応じて 助言および指導を行うとともに、協 議会の運営が適正を欠くことにに協 り、対象学校の運営に現に支障が生 じ、又は生ずるおそれがあると認め られる場合には、法<u>第47条の5第9</u> 項の規定に基づき、当該協議会の適 正な運営を確保するために必要な措 置を講じなければならない。

以下 (略)

人に関するものを除く。)とする。

2 協議会は、法<u>第47条の6第7項</u>の 規定に基づき、対象学校の職員の任 用に関する事項として前項に規定す る事項について意見を述べる場合 は、あらかじめ、当該対象学校の校 長の意見を聴くものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第9条 教育委員会は、協議会の運営 状況について把握し、必要に応じて 助言および指導を行うとともに、協 議会の運営が適正を欠くことによ り、対象学校の運営に現に支障が生 じ、又は生ずるおそれがあると認め られる場合には、法<u>第47条の6第9</u> 項の規定に基づき、当該協議会の適 正な運営を確保するために必要な措 置を講じなければならない。

以下 (略)

定例会資料:協議事項(1) 令和2年12月24日 教職員室

令和2年度秋田市教育委員会学校訪問日程【実績報告】

			訪問校						教育次長		随行				
No.). 期日 I	班	給食	午前 10:10~12:15	午後 13:30~15:35	佐 藤 教育長	髙 堂 委 員	藤垣委員	石 田委 員	加藤委員	佐藤 次長	嶋崎 次長	鈴木 課長	三浦 室長	佐々木補 佐
1	8/28(金)	Α	0	旭北小	山王中		0	0				0			
'	0/ 20(<u>w</u> /	В	0	外旭川小	上新城小	0			0	0				0	
2	10/15(木)	Α	0	秋田北中	港北小				0	0					0
		В	0	土崎南小	土崎中	0	0	0					0		
3	10/20(火)	Α	0	雄和小•中	下北手中		0		0			0			
3		В			河辺小	0		0		0			0		
4	11/4(7 k)	Α	0	中通小	御所野学院高			0	0		0				0
7		В	0	岩見三内小•中	太平中	0	0			0				0	
5	A 11/6(金)	Α	0	明徳小	教育施設訪問	0		0	0				0		
J		В	0	秋田東中	(すくうる・みらい)		0			0				0	
6	11/12(木)	Α	0	築山小	川尻小	0	0			0				0	
	11/12(/(/	В	0	飯島小	飯島南小			0	0			0			
7	11/17(火)	Α	0	勝平中	勝平小			0		0	0				0
	11/1/()	В	0	浜田小	下浜小	0	0		0					0	
Я	11/24(火)	Α	0	牛島小	四ツ小屋小				0			0		0	
Ů		В	0	仁井田小	御野場中			0		0					0
9	11/27(金)	Α	0	桜小	桜中	0	0	0							0
3	11/2/(亚/	В	0	保戸野小	将軍野中				0	0			0		

訪問校の「学校経営の重点」 〔校長の経営説明から〕 【訪問校35校中】

	項目	学校数	
1	確かな学力、学習習慣、基礎基本の定着	33 校	↑ 6
2	地域・家庭との連携、開かれた学校づくり	24 校	1 2
3	豊かな心の育成	23 校	1
4	キャリア教育の充実、進路指導	23 校	↑ 4
5	生徒指導の充実、規範意識の醸成	17 校	↓ 2
6	望ましい人間関係構築、学級づくり	15 校	↑ 4
7	基本的な生活習慣の確立、あいさつの励行等	14 校	10
8	特別支援教育の推進	13 校	↑ 5
9	小中連携(幼保·高大連携含)	12 校	↑ 6
10	学習環境の整備	6 校	↑ 4
11	教職員の資質向上(参画意識、危機管理意識、相互連携)	5 校	↓ 5
12	コロナ対応	3 校	
13	ICT教育	1 校	

懇談における話題 【総数214 1校平均約6】

項目	回数 回数						
	担	①教科の指導方法	11	↓ 9			
1	学習	②基本的学習習慣の定着	9	↓ 1	29	1 8	
l '	指導	指道	③表現力の育成	6	1	29	1 0
	77	④学力向上の工夫	3	1			
2	食物	カアレルギー対応、食育推進、異物混入			18	↑ 8	
3	家庭	・地域との連携			12	↑ 2	
4	いじ	め・不登校、教育相談			11	↓ 13	
5	キャリア教育推進 進路指導					↑ 4	
6	健康の保持増進・体力の向上					↑ 4	
7	特色ある教育活動・きらめきプラン						
8	特別支援教育、サポーター						
9	コミュニティースクール						
10	0 小中連携(幼保·高大連携含)						
11	教員の多忙化、働き方改革					↓ 10	
12	特別な教科 道徳				3	↓ 6	
13	3 ICT教育				26	新	
14					30	新	
他	他						

定例会資料:報告(2) 令和2年12月24日 学校適正配置推進室

学校適正配置に関する地域協議の開催状況等について

秋田市小・中学校適正配置基本方針に基づく、地域ブロック協議会や学校統合検 討委員会を開催し、学校統合の方向性(学校の組合せ)について、協議を継続して いる。

また、学校統合検討委員会において、学校統合の合意が得られたところについては、地域協議の第3段階である学校統合準備委員会を設置し、統合の実施に向けた 具体的な準備作業を進めている。

1 地域ブロック協議会の開催状況等

(1) 第6回北部地域ブロック協議会【12月21日(月)開催】

ア 主な意見等

- ・学区の課題等はあるが、教育委員会が示した組合せ案で第2段階に進むことに取りまとめた小委員会の案で進めたい。
- ・個別具体の課題については、次の段階に進み、地域において、時間をかけ て話し合いたい。

イ 今回の協議会での確認事項

・土崎中と将軍野中の組合せおよび秋田北中と飯島中の組合せについては、 協議の第2段階である学校統合検討委員会を設置し、統合の可否を検討す ることとした。

2 学校統合検討委員会の開催状況等

(1) 第1回八橋小、寺内小学校統合検討委員会【11月27日(金)】

ア 主な意見等

- ・統合の時期を心配する保護者がいることから、先に統合時期の目途を決めてから、統合に向けた具体的な検討をすべきではないか。
- ・2030年には2校の統合でも18学級を下回る見込みであることを踏まえ、 統合時期の目途を2030年度とすることについて、各所属団体で意見集約し てはどうか。

イ 今回の委員会での確認事項

・2校の組合せで統合することを前提に、各所属団体で、統合の時期についての意見集約を行った上で、次回、その内容を基に協議する。

3 学校統合準備委員会の開催状況等

(1) 第2回上新城小、飯島南小学校統合準備委員会【12月17日(木)開催】

ア 主な意見等

- ・統合後、すぐに飯島南小の児童センターに馴染めない子どもたちをケアするため、1年間は移行期間として、上新城小の児童室を存続してほしい。
- ・両校では、これまでも交流活動を一緒に行ってきていることから、統合に向けた新たな交流事業については、自然な形でできると考えている。

イ 今回の委員会での確認事項

・次回、交流事業の最終確認および廃校舎の利活用について、検討を行う。

4 今後のスケジュール

(1) 地域ブロック協議会

開催日	地域ブロック協議会	地域
2月上旬予定	第6回中央地域ブロック協議会	中央
2月中旬予定	第5回東部地域ブロック協議会	東部
3月中旬予定	第5回南部地域ブロック協議会	南部
3月中旬予定	第5回河辺地域ブロック協議会	河辺

(2) 学校統合検討委員会

開催日	学校統合検討委員会	地域
1月22日(金)	第2回太平中、下北手中、城東中学校統合検討委員会	東部
1月下旬予定	第3回飯島小、下新城小、金足西小学校統合検討委員会	北部
2月上旬予定	第3回土崎小、土崎南小学校統合検討委員会	北部
2月上旬予定	第2回浜田小、豊岩小、下浜小学校統合検討委員会	西部
2月上旬予定	第3回河辺小、戸島小学校統合検討委員会	河辺
2月中旬予定	第2回広面小、太平小、下北手小学校統合検討委員会	東部
3月上旬予定	第2回八橋小、寺内小学校統合検討委員会	中央
4月以降	第1回土崎中、将軍野中学校統合検討委員会	北部
4月以降	第1回秋田北中、飯島中学校統合検討委員会	北部

(3) 学校統合準備委員会

開催日	学校統合準備委員会	地域
1月20日(水)	第2回秋田西中、豊岩中、下浜中学校統合準備委員会	西部
2月16日(火)	第3回上新城小、飯島南小学校統合準備委員会	北部

※ 他の地域協議については、協議の進捗状況により、順次、開催する。

定例会資料:報告(3) 令和2年12月24日 生涯学習室

第6次秋田市社会教育中期計画の策定について

- 1 社会教育中期計画策定の目的等
 - (1) 策定の目的

本市の社会教育に関する施策を体系的・計画的に推進するための指針を定めるとともに、具体的な施策の方向性を示すために策定しようとするものです。

(2) 計画期間

令和4年度から令和8年度(5年間)

2 策定体制等

策定に当たっては、国・県の動向や他都市の計画を参照するほか、パブリックコメントを実施します。

また、進捗状況については教育委員会定例会、市議会教育産業委員会に適宜報告しながら進めてまいります。

- (1) 策定手順
 - ア 第5次計画の評価と課題の把握
 - イ 目標、施策体系の設定
 - ウ 施策の展開
- (2) 策定委員会および作業部会

「秋田市社会教育中期計画策定委員会設置要綱」を設定

- ア 策定委員会(4回) 社会教育委員
- イ 作業部会(分野毎に4回) ※分野:乳幼児、青少年、成人、高齢者 社会教育委員、生涯学習奨励員・サークル関係者等、社会教育関係職員
- 3 主なスケジュール

令和3年4月~5月

6月~1月

6月~8月

11月下旬

1 1 月 下則

12月中旬~

令和4年2月上旬

3月上旬

「策定委員会設置要綱」の設定、研修会の開催 策定委員会(4回)

作業部会(分野毎に4回)

教育委員会定例会で素案説明

市議会教育産業委員会で素案説明

パブリックコメント実施

「市民100人会」への意見聴取

教育委員会定例会で成案議決

市議会教育産業委員会で成案説明

冊子印刷、配布

第3次秋田市子ども読書活動推進計画の策定について

- 1 子ども読書活動推進計画策定の目的等
 - (1) 策定の目的

子ども読書活動に関わる施策を、総合的・計画的に推進するための指針を定めるとともに、具体的な施策の方向性を示すために策定しようとするものです。

(2) 計画期間

令和4年度から令和8年度(5年間)

2 策定体制等

策定に当たっては、国・県の動向や他都市の計画を参照するほか、パブリックコメントを実施します。

また、進捗状況については教育委員会定例会、市議会教育産業委員会に適宜報告しながら進めてまいります。

(1) 策定手順

ア 第2次子ども読書推進計画の評価と課題の把握

イ 目標、施策体系の設定

ウ 施策の展開

(2) 策定委員会および作業部会

「秋田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱」を設定

ア 策定委員会(4回)

教育委員会関係課所室職員、小・中学校長(各1名)、子ども育成課長 私立幼稚園・認定こども園協会会員

イ 作業部会(7回)

図書館司書等、教育委員会関係課所室職員

3 主なスケジュール

令和3年4月

5月~1月 5月~9月

11月下旬

12月中旬~

令和4年2月上旬

3月上旬

「策定委員会設置要綱」の設定 策定委員会(4回) 作業部会(7回) 教育委員会定例会で素案説明 市議会教育産業委員会で素案説明 パブリックコメント実施 「市民100人会」への意見聴取 教育委員会定例会で成案議決 市議会教育産業委員会で成案説明 冊子印刷、配布